

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年度
作陽音楽短期大学学則

学校法人 作陽学園

作陽音楽短期大学学則

第1章 総則

第1条 本学を作陽音楽短期大学と称する。

第2条 教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、次のとおり目的を定める。

本学は、大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究して、心豊かに生きいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本学に音楽学科を置く。

②音楽学科は音楽専攻及び幼児教育専攻をもって構成する。

③学科及び各専攻の教育研究上の目的は別に定める。

第4条 本学の学生定員は次のとおりである。

入学定員	音楽学科	80名
	(音楽専攻	40名)
	(幼児教育専攻	40名)
収容定員	音楽学科	160名

第2章 学年・学期及び休業日

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

②前項の規定にかかわらず学長は、学年の始期及び終期を変更することができる。

第6条 学年を前期、後期の2期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。

②前項の規定にかかわらず学長は、各期の始期及び終期を変更することができる。

第7条 休業日は次の各号の通りである。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学校創立記念日(5月2日)

(4) 春期、夏期および冬期休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。

②前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業その他を行うことがある。また、休業日は臨時に定めることができる。

第3章 修業年限および入学資格

第8条 修業年限は次のとおりである。

音楽学科 2年

②学生は4年を超えて在学することができない。

第8条の2 本学が教育上有益と認めるときは、前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第9条 入学資格は次の各号のとおりである。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第10条 入学者の選考は、学科試験、面接及び出身学校長から提出された調査書などにより、教授会の意見を聴き学長が行なう。

第4章 授業科目及びその履修方法と学修の評価並びに卒業

第11条 授業科目及びその履修方法は次の通りである。

- (1) 授業科目はこれを別表第1の如く必修科目及び選択科目に分け、各学年に配当して教育課程を編成し、所定の単位を履修させる。また、上記授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所でも履修させることができる。
- (2) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週とする。
- (3) 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - イ. 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ロ. 実験、実習、実技等の授業については30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - ハ. 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、イ及びロに規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、音楽専攻では卒業演奏等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- (5) 本学音楽学科音楽専攻・幼児教育専攻を卒業するためには、2年以上在学し、必修・選択合わせて、教養に関する科目については15単位以上、専門に関する科目については46単位以上、合計63単位以上を修得しなければならない。

第12条 音楽学科に在学する者で教育職員免許状を得ようとする者は、前条第5号の規定によるほか教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める別表2の所要の単位を修得しなければならない。

第13条 本学において、取得できる資格及び取得の要件は次のとおりである。

学科・専攻名	資格名	取得の要件
音楽学科 幼児教育専攻	幼稚園教諭二種免許状	第12条

第13条の2 児童福祉法令に基づく保育士の資格を取得しようとする者は、音楽学科幼児教育専攻に在籍し、第11条の(5)に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第 14 条 学長は、本学に 2 年以上在学し第 11 条に定める単位を修得した者に対し、教授会の意見を聴き、卒業を認定し、短期大学士（音楽）の学位を授与する。

②前項の卒業の認定及び短期大学士（音楽）の学位の授与は、学年の途中においても学期の区分に従い、行うことができる。

第 15 条 単位の授与と学修の評価は次の各号のとおり行なう。

(1) 各科目の単位の授与は、平素の受講状況、学習態度などを考慮し、試験の成績等によって行なう。

(2) 学修の評価は、成績段階区分を次のとおり定める。

評点	90 点～100 点	秀
	80 点～ 89 点	優
	70 点～ 79 点	良
	60 点～ 69 点	可
	59 点以下	不可

(3) 学生への通知は、標語によって行なう。

②前項 2 号の学修評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いる。

③前項に定める GPA は、学修評価のうち、秀につき 4、優につき 3、良につき 2、可につき 1、不可につき 0 を、それぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

④前項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第 15 条の 2 学生が 1 年間に履修科目として登録できる単位数は、学科の定めるところによる。必要な事項は別に定める。

第 5 章 入学・退学・休学及び転学

第 16 条 本学の入学期は毎年 4 月とする。ただし、学長は教授会の意見を聴き後期からの入学を認めることができる。

②入学志願者は、所定の願書に、入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

③入学検定料は別表 4 のとおりである。

第 17 条 入学を許可された者は、所定の在学保証書、誓約書のほか、別に定める書類を学長へ提出しなければならない。

第 18 条 学生が疾病その他の事由により、2 ヶ月以上にわたり出席の見込みがないときは、休学を命ずることがある。1 期または 1 年間休学する場合は当該期間の授業料その他の諸納付金を免除するが、別に定める在籍料を納入しなければならない。

②休学の期間は引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に願い出により 1 年以内に限り休学することができる。

③全休学期間は 2 年を超えることはできない。

④休学期間は修業年限に算入しない。

第 18 条の 2 第 8 条の 2 に規定する長期履修学生の休学については、別に定める。

第 19 条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、退学、休学又は転学をする時は、その理由を詳記して、保証人から学長に願い出なければならない。

②大学又は短期大学 1 年次の課程を修了した後、本学に転入学を希望する者については、欠員のある場合に限り、授業科目、修得単位数を勘案して、転入学を許可することができる。

③本学内で転専攻を希望する者については、欠員のある場合に限り、授業科目、修得単位数を勘案して、許可するものとする。

第 19 条の 2 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があると

きは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

②外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第 19 条の 3 帰国子女学生で、本学に入学を志望する者があるときは、選考の上、帰国子女学生として入学を許可することがある。

②帰国子女学生について必要な事項は別に定める。

第 20 条 休学期間満了のとき、又は休学期間内であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第 21 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。

(1) 第 8 条に規定する在学年限を超えた者。

(2) 死亡又は行方不明の者。

(3) 正当な事由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠った者。

(4) 第 18 条に定める休学期間を超えた者。

(5) 本学に就学する意志がないことが明らかになった者。

②前項 3 号の規定により除籍となった者が、未納分の授業料その他の諸納入金を完納したときは、退学とする。

第 21 条の 2 第 8 条の 2 に規定する長期履修学生の除籍については、別に定める。

第 22 条 願いにより本学を退学した者が、退学後 3 年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することができる。この場合、退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の意見を聴き学長が行う。

②再入学の場合の入学検定料は、当該学科の新規入学検定料と同額とし、その他の必要な手続きは別に定める。

③大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の 1 年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは、30 単位を超えない範囲で本学において修得したものと認定することができる。この認定は教授会の意見を聴き学長が行なう。

なお、外国の大学において修得した単位についても準用できる。

但し、単位認定に関連して修業年限の短縮は行なわない。

第 22 条の 2 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により学生が当該他の大学等の科目を履修することを認めることがある。

②前項の規定により当該他の大学等において修得した単位については、30 単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

③前 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 6 章 賞 罰

第 23 条 学長は教育上必要と認めたときは、別に定める手続きを経て学生を褒賞し又は懲戒を行う。懲戒は次のとおりである。

訓 告 停 学 退 学

第 24 条 前条にかかげた退学の取扱いを受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 性行不良で改悛の見込みがないと認めた者

(2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認めた者

(3) 正当の事由なくして出席しない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 入学金、授業料及び学資貸与等

第 25 条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

- ②授業料は各期の始めにその半額ずつを納入するものとする。但し、特別の事情があると認められる者は、願い出により延納を認めることがある。
- ③既納の入学金，授業料等はこれを返還しない。
- ④入学金，授業料等は別表4のとおりである。ただし、別に定めるところによりこの額を減ずることができる。

第25条の2 第8条の2に規定する長期履修学生の入学金，授業料等については別に定める。

第26条 品行方正，学業優秀，身体強健で，学資の支弁が困難と認められる学生に対しては，授業料及び入学金等を減免し又は，学資を貸与することがある。

- ②減免又は貸与の額は別に定める。

第8章 職員組織

第27条 本学に学長，教授，准教授，助教及び助手をおく。

- ②本学に前項のほか，副学長，講師その他必要な職員をおくことができる。
- ③学長は，教授，准教授，講師，助教及び助手を統督する。副学長は学長を補佐し，学長事故ある時はその代行をする。
- ④本学に事務局を設け，事務職員を置く。事務職員は学長の指揮監督を受け，諸般の事務を掌る。
- ⑤本学に名誉学長及び名誉教授をおくことができる。

第9章 教授会

第28条 本学に教授会を置く。

第29条 教授会には，准教授その他の職員を加えることができる。

第30条 教授会は，学長がこれを招集する。但し，教授会を組織する者の半数以上出席しなければこれを開くことができない。

第31条 教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学，卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- ②教授会は，前項に規定するもののほか，学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長等の求めに応じ，意見を述べるることができる。

第32条 教授会の審議は学長の裁決によってこれを決定する。

第33条 教授会は必要に応じて別に特別委員会又は専門委員会を設けて審議することができる。

第10章 自己点検，自己評価

第34条 本学の教育，研究の充実を図るため，自己点検，自己評価を行う。

- ②自己点検，自己評価に関する実施方法等については別に定める。
- ③授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。実施方法等については別に定める。

第11章 専攻科

第35条 短期大学を卒業した者に対して，音楽に関する科目について，短期大学の教育の上に深遠な程度に

において、特別の事項を教授し、その研究を指導するために、本学に専攻科音楽専攻を置く。

第 36 条 音楽専攻の修業年限は 1 年とし、入学定員は 10 名とする。

第 37 条 音楽専攻の入学資格は次の各号のとおりである。
(1) 音楽に関する短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者
(2) 音楽に関する大学の 2 年の課程を修了した者

第 38 条 音楽専攻の教育課程は別表 3 のとおりである。

第 39 条 音楽専攻修了の資格を得るには、1 年以上在学し、30 単位以上修得しなければならない。
②前項の単位を修得した者は、教授会の意見を聴き、学長が所定の修了証書を授与する。

第 40 条 音楽専攻の入学検定料、入学金、授業料等は別表 4 のとおりである。

第 41 条 第 5 条から第 7 条まで、第 11 条第 2 号、第 3 号、第 15 条から第 22 条の 1 第 1 項まで及び第 23 条、第 24 条の規定は音楽専攻の学生にもこれを準用する。

第 1 2 章 科目等履修生等

第 42 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第 43 条 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。

第 44 条 科目等履修生が所定の時数を授業に出席した場合は、試験を受け、その成績等に基づき単位の修得を認定される。

第 45 条 科目等履修生及び聴講生の入学検定料、入学金、受講料は別表 4 のとおりである。

第 46 条 科目等履修生が単位を修得した場合は、科目等履修生単位修得証明書を交付する。

第 47 条 第 5 条から第 7 条まで第 11 条第 2 号、第 3 号、第 15 条、第 23 条、第 24 条の規定は科目等履修生、聴講生にもこれを準用する。

②文部科学大臣の定めるところにより、本学学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

③前項の実施方法等については別に定める。

第 1 3 章 図書館

第 48 条 本学の目的使命を達成するために図書館を設ける。

②図書館の運営に関する規程は、これを別に定める。

第 1 4 章 厚生補導

第 49 条 本学の学生の厚生・補導のために必要な組織をおく。

②厚生・補導の運営に関する規程はこれを別に定める。

第 1 5 章 補則

第 50 条 本学則施行に関する細則は、別に学長がこれを定める。

(附 則)

1. 本学則は平成元年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成2年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成3年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成4年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成5年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成6年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成7年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成8年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成9年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成10年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成11年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成12年4月1日からこれを実施する。
1. 本学則は平成13年4月1日からこれを実施する。

(附 則)

1. 本学則は平成14年4月1日からこれを実施する。

(附 則)

1. 本学則は平成15年4月1日からこれを実施する。
ただし、別表1、2の一部については平成14年度入学生からこれを適用する。

(附 則)

1. 本学則は平成16年4月1日からこれを施行する。
ただし、別表1、2の一部については平成15年度入学生からこれを適用する。

(附 則)

1. 本学則は平成17年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成17年10月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成19年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成20年4月1日からこれを施行する。
ただし、別表1、2の一部については平成19年度入学生からこれを適用する。
また、別表4の受講料(1単位につき)については、受講科目の当該年度の学則に定める受講料を適用する。

(附 則)

1. 本学則は平成21年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成21年6月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成22年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成23年4月1日からこれを施行する。
ただし、第11条の(5)については、平成20年度入学生からこれを適用する。

(附 則)

1. 本学則は平成24年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成25年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成26年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成27年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成28年4月1日からこれを施行する。

ただし、音楽学科音楽専攻の専門に関する科目の共通科目「室内楽特別講座」(1単位)については、平成27年度入学生からこれを適用する。

(附 則)

1. 本学則は平成29年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成30年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成30年10月23日からこれを施行する。

(附 則)

1. 本学則は平成31年4月1日からこれを施行する。

別表第1 音楽学科音楽専攻課程 教育課程 (その1)

科目区分	科目名	単位数		科目区分	科目名	単位数		
		必修	選択			必修	選択	
教養に関する科目	一般教養科目	アセンブリー・アワーⅠ	1	専門に関する科目	インテグレイテッドデザイン演習Ⅰ		2	
		アセンブリー・アワーⅡ	1		インテグレイテッドデザイン演習Ⅱ		2	
		宗教Ⅰ	1		インテグレイテッドデザイン演習Ⅲ		2	
		宗教Ⅱ	1		インテグレイテッドデザイン演習Ⅳ		2	
		宗教Ⅲ	1		DTM・DAW音楽制作演習Ⅰ		2	
		宗教Ⅳ	1		DTM・DAW音楽制作演習Ⅱ		2	
		教養基礎Ⅰ	1		バンドサウンド制作演習Ⅰ		2	
		教養基礎Ⅱ	1		バンドサウンド制作演習Ⅱ		2	
		情報活用演習Ⅰ	2		ポピュラー作編曲演習Ⅰ		1	
		情報活用演習Ⅱ			ポピュラー作編曲演習Ⅱ		1	
		日本国憲法	2		ポピュラー作編曲演習Ⅲ		1	
		コミュニケーション論	2		ポピュラー作編曲演習Ⅳ		1	
		日本文学	2		ビジュアルデザイン制作演習Ⅰ		1	
		音響学	2		ビジュアルデザイン制作演習Ⅱ		1	
		芸術文化論	2		ビジュアルデザイン制作演習Ⅲ		1	
		特別講義	2		ビジュアルデザイン制作演習Ⅳ		1	
		実務基礎A	1		スタジオ音響演習Ⅰ		1	
		実務基礎B	1		スタジオ音響演習Ⅱ		1	
		実務基礎C	1		学外レコーディング実習		1	
		実務基礎D	1		音楽総合研究Ⅰ		1	
	実務基礎E	1	音楽総合研究Ⅱ			1		
	インターンシップA	2	音楽総合研究Ⅲ			1		
	インターンシップB	1	音楽総合研究Ⅳ			1		
			音楽総合研究Ⅴ			1		
			音楽総合研究Ⅵ			1		
			音楽総合研究Ⅶ			1		
			音楽総合研究Ⅷ			1		
			専修実技Ⅰ			4		
			専修実技Ⅱ			4		
			専修実技Ⅲ			4		
			専修実技Ⅳ			4		
	地域貢献科目	くらしき学【音楽】フィールドワーク			1	ピアノ伴奏実習Ⅰ		1
		くらしき学【食文化】フィールドワーク			1	ピアノ伴奏実習Ⅱ		1
		くらしき学【教育】フィールドワーク			1	ピアノ伴奏演習Ⅰ		1
		音楽を活かした地域貢献実践			1	ピアノ伴奏演習Ⅱ		1
		食を活かした地域貢献実践			1	歌唱メソッド演習Ⅰ		1
		教育を活かした地域貢献実践			1	歌唱メソッド演習Ⅱ		1
		大学と地域			1	重唱Ⅰ		1
		まちづくりと地域			1	重唱Ⅱ		1
			くらしきチャレンジ演習			1		1
外国語科目	英語Ⅰ	1		吹奏楽Ⅰ		2		
	英語Ⅱ	1		吹奏楽Ⅱ		2		
	英語Ⅲ		1	吹奏楽Ⅲ		2		
	英語Ⅳ		1	吹奏楽Ⅳ		2		
	英会話Ⅰ		1	室内楽Ⅰ		1		
	英会話Ⅱ		1	室内楽Ⅱ		1		
	ドイツ語Ⅰ		1	合奏Ⅰ		1		
	ドイツ語Ⅱ		1	合奏Ⅱ		1		
	イタリア語Ⅰ		1	合奏Ⅲ		1		
	イタリア語Ⅱ		1	合奏Ⅳ		1		
保健体育科目	スポーツ実技A		1	管弦楽Ⅰ		2		
	スポーツ実技B		1	管弦楽Ⅱ		2		
	健康科学		1	管弦楽Ⅲ		2		
				管弦楽Ⅳ		2		
	計	13	41					

音楽学科幼児教育専攻課程 教育課程 (その1)

科目区分	科目名	単位数		科目区分	科目名	単位数					
		必修	選択			必修	選択				
教養に関する科目	建学の精神に関する科目群	アセンブリー・アワーⅠ	1		専門に関する科目	保育原理	2				
		アセンブリー・アワーⅡ	1			教育学概論	2				
		宗教Ⅰ	1			教職論	1				
		宗教Ⅱ	1			子ども家庭福祉		2			
		宗教Ⅲ	1			社会福祉		2			
		宗教Ⅳ	1			家庭支援論		2			
	一般教養分野	情報活用演習Ⅰ		2			社会的養護Ⅰ		2		
		情報活用演習Ⅱ		2			社会的養護Ⅱ		1		
		コミュニケーション論		2			保育者論		2		
		日本国憲法		2			幼児教育課程論		2		
		日本文学		2			子育て支援		1		
		音響学		2			幼児教育方法論 (情報機器及び教材の活用を含む)		2		
		芸術文化論		2			幼児教育の理論と方法		1		
		異文化理解		1			教育相談の理論と方法		1		
		特別講義		2			子ども理解を学ぶ科目群	教育心理学 (幼)	2		
		基礎教育に関する科目群	英語Ⅰ	1				子ども家庭支援の心理学		2	
				英語Ⅱ				1	子どもの理解と援助		1
				英語Ⅲ				1	子どもの保健		2
				英語Ⅳ			1	子どもの食と栄養		2	
			外国語分野	英会話Ⅰ			1	特別支援教育総論		1	
英会話Ⅱ				1							
ドイツ語Ⅰ				1	保育・教育内容を学ぶ科目群	保育内容総論		1			
ドイツ語Ⅱ				1		保育内容 (健康)		1			
イタリア語Ⅰ		1	保育内容 (人間関係)			1					
イタリア語Ⅱ		1	保育内容 (環境)			1					
健康スポーツ分野	スポーツ実技A		1	保育内容 (言葉)			1				
	スポーツ実技B		1	保育内容 (表現)			1				
	健康科学		1	乳児保育Ⅰ			2				
				乳児保育Ⅱ			1				
キャリア形成分野	実務基礎A	1		子どもの健康と安全			1				
		実務基礎B		1		障害児保育Ⅰ		1			
		教職基礎Ⅰ		2		障害児保育Ⅱ		1			
	教職基礎Ⅱ		2	保育内容 (健康) の指導法			2				
		教職基礎Ⅲ		2		保育内容 (人間関係) の指導法		2			
	インターンシップA		2	保育内容 (環境) の指導法			2				
		インターンシップB		1		保育内容 (言葉) の指導法		2			
	地域貢献分野	くらしき学【音楽】フィールドワーク		1		保育内容 (表現) の指導法		2			
			くらしき学【食文化】フィールドワーク		1	子ども文化		1			
			くらしき学【教育】フィールドワーク		1	音楽基礎Ⅰ		1			
			音楽を活かした地域貢献実践		1	音楽基礎Ⅱ		1			
			食を活かした地域貢献実践		1	ピアノ演習Ⅰ		1			
			教育を活かした地域貢献実践		1	ピアノ演習Ⅱ		1			
			大学と地域		1	ピアノ演習Ⅲ		1			
まちづくりと地域				1	ピアノ演習Ⅳ		1				
くらしきチャレンジ演習				1	リトミック		2				
					弾き歌いⅠ		1				
			弾き歌いⅡ		1						
			図画工作		1						
			体育		1						
			子ども教育力を統合する科目群	保育実習指導Ⅰ		2					
				保育実習Ⅰ		4					
				保育実習指導Ⅱ		2					
				保育実習Ⅱ		2					
				保育実習指導Ⅲ		1					
				保育実習Ⅲ		2					
				教育実習指導 (幼)		1					
				教育実習 (幼)		4					
				保育・教職実践演習 (幼)		2					
	計	15	41								

別表2 幼稚園教諭二種免許状取得に関する科目

科目区分	科目名	必修単位数	備考
		幼二種免	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容（健康）	1	
	保育内容（人間関係）	1	
	保育内容（環境）	1	
	保育内容（言葉）	1	
	保育内容（表現）	1	
	保育内容（健康）の指導法	2	
	保育内容（人間関係）の指導法	2	
	保育内容（環境）の指導法	2	
	保育内容（言葉）の指導法	2	
	保育内容（表現）の指導法	2	
	保育内容総論	1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育学概論	2	
	教職論	1	
	教育心理学(幼)	2	
	特別支援教育総論	1	
	幼児教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）	2	
	幼児理解の理論と方法	1	
	教育相談の理論と方法	1	
教育実践に関する科目	教育実習（幼）	4	
	教育実習指導（幼）	1	
	保育・教職実践演習(幼)	2	
計		35	

別表3 専攻科 音楽専攻 教育課程

授業科目名	必修 単位数	選択 単位数	授業科目名	必修 単位数	選択 単位数
専攻実技Ⅰ	5		楽曲研究Ⅰ	2	
専攻実技Ⅱ	5		楽曲研究Ⅱ	2	
アンサンブルⅠ		1	副科実技Ⅰ		1
アンサンブルⅡ		1	副科実技Ⅱ		1
重奏Ⅰ		1	合唱Ⅰ		1
重奏Ⅱ		1	合唱Ⅱ		1
重唱Ⅰ		1	和声学Ⅰ		1
重唱Ⅱ		1	和声学Ⅱ		1
特別研究Ⅰ	2		作曲研究Ⅰ		1
特別研究Ⅱ	2		作曲研究Ⅱ		1
学内演奏		2	外国語Ⅰ		1
修了演奏	2		外国語Ⅱ		1
			合計	20	18

別表4 入学検定料、入学金及び授業料

納入金目別		金額	該当条項	
入学検定料	音楽学科	30,000	第16条	
	専攻科音楽専攻	30,000	第40条	
	科目等履修生	5,000	第45条	
	聴講生	5,000	第45条	
入学金	音楽学科 音楽専攻	300,000	第16条	
	音楽学科 幼児教育専攻	250,000	第16条	
	専攻科音楽専攻	学内 100,000	第40条	
		学外 210,000	第40条	
	科目等履修生	25,000	第45条	
	聴講生	20,000	第45条	
授業料	音楽学科 音楽専攻	760,000	第16条	
	音楽学科 幼児教育専攻	450,000	第16条	
	専攻科音楽専攻	280,000	第40条	
教育運営費	音楽学科 音楽専攻	570,000	第16条	
	音楽学科 幼児教育専攻	350,000	第16条	
	専攻科音楽専攻	300,000	第41条	
受講料 (1単位につき)	科目等履修生	講義科目	16,500	第45条
		演習・実験・実習科目	33,000	第45条
		音楽実技科目	35,000	第45条
	聴講生	講義科目	15,000	第45条
		演習・実験・実習科目	30,000	第45条
		音楽実技科目	32,000	第45条